



【年末年始の業務案内】

～各種手続きはお早めに～

年末年始休業期間

12月29日(金)～平成30年1月3日(水)

市役所・各施設はお休みです

年末は28日(木)まで、年始は4日(木)から通常業務を行います
※年末年始の窓口は大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しください。



■戸籍届出(死亡・出生・婚姻等)

年末年始休業中も戸籍届出の受け付けのみ行います。

場所 ㊦第2庁舎守衛室、㊧守衛室、㊨守衛室

問 ㊩市民総合窓口課

■自動交付機・コンビニ交付

休止期間 12月29日(金)～1月3日(水)

問 ㊩市民総合窓口課、㊧市民税課

■市民総合窓口課・子ども福祉課の延長窓口休止

期日 12月28日(木)、1月4日(木)

問 ㊩市民総合窓口課、㊪子ども福祉課

■ごみ収集最終日

可燃ごみ月・水・金の地区	可燃ごみ火・木・土の地区
12月29日(金)	12月28日(木)

※古河クリーンセンター、さしまクリーンセンター寺久への直接搬入は28日(木)まで。

■火葬受け付け

休業期間 1月1日(月・祝)・2日(火)

担当課 ㊨環境課

問 古河市斎場㉚32-0157

さしま斎場㉚0280-87-0619

■デマンド交通「愛・あい号」

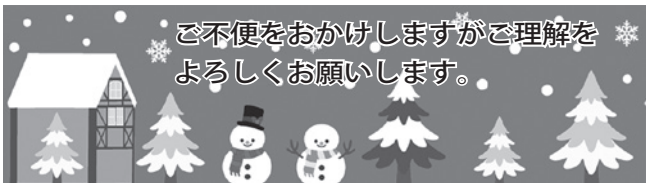
休業期間 12月29日(金)～1月3日(水)

担当課 ㊩総務課

問 デマンド交通予約センター㉚91-0541

■保健・福祉・医療施設

休業期間	施設名
12月28日(木)午後～1月3日(水)、1月4日(木)午後	古河福祉の森診療所
12月28日(木)午後～1月3日(水)	清水丘診療所
12月27日(水)～1月4日(木)	老人福祉センター
12月28日(木)～1月4日(木)	子育て広場



ご不便をおかけしますがご理解を
よろしくお願いいたします。

市役所の庁舎：㊩総和庁舎(本庁)㉚92-3111 ㊧古河庁舎㉚22-5111 ㊨三和庁舎㉚76-1511 ㊪健康の駅
お知らせページ 2017.12.15 窓口業務時間 午前8時30分から午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)



市内の空中放射線量
測定結果(11月分)

測定場所 (地上1mで測定)	11/1(水)	11/15(水)
三和庁舎	0.052	0.051
総和庁舎	0.043	0.039
古河庁舎	0.072	0.071

※数値はマイクロシーベルト/毎時です。健康に影響のあるレベルではありません。

問 ㊨環境課

第三者行為による傷病の
治療は届け出が必要です

交通事故や犬の咬傷など第三者(自分以外の人)から受けた傷病の治療費は、第三者が負担することが原則です。国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受ける場合は「第三者行為による被害届」の提出が必要となります。

第三者の行為で負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに届け出をしてください。

問 ㊧国保年金課

20歳になったら国民年金

新成人の皆さん、国民年金は20歳がスタートです。

国民年金は老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金が支給され、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

20歳の誕生月にあわせて年金事務所から送付される届出書(国民年金被保険者資格取得届)、認め印、年金手帳(所持者のみ)を持参ください。

また、保険料の納付が困難な場合は申請免除(全額・一部)、納付猶予または学生納付特例の

施設愛称について：いちょうプラザ(駅西地域交流センター)、古河はなもも体育館(中央運動公園体育館)、古河公方公園(古河総合公園)、燦SUN館(三和図書館資料館)

制度があります。相談ください。
※学生納付特例申請の際は、前述のほかに学生証(両面コピー可)も持参ください。

問 ㊧国保年金課

介護保険制度による
「障害者控除対象者認定」

65歳以上の高齢者で障がいのある人は、障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、所得税と住民税の「障害者控除」が受けられる場合があります。

ただし、市町村長から障がい者等に準ずる者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることが必要です。

対象 次の①～③全てに該当し、④～⑥のうちいずれかの状態である場合

- ①本人または扶養者が、所得税または住民税の課税対象者であること
- ②平成29年中に要介護認定を受けている人
- ③障害者手帳等の交付を受けていないこと
- ④認知症状を有する人、または認知症と診断されている人
- ⑤日中は寝たり起きたりの生活をしていて、介助なしには外出できない人
- ⑥生活全般に介助が必要な人(ほとんど寝たきりの状態の人)

申請方法 申請者の認め印と対象者の介護保険被保険者証を持参し、申請書を提出㉚

申請窓口

- ・㊪介護保険課
- ・㊩市民総合窓口課
- ・㊧㊨市民総合窓口室

その他 「障害者控除対象者認定書」は、障がいの程度について介護認定の際の資料・記録等と控除基準とを照合のうえ判定を行い、後日発行します。申請しても該当しない場合があります。

問 ㊪介護保険課

㉚92-4921

介護おむつに係る費用の
医療費控除の取り扱い

所得税と住民税で介護おむつ代の医療費控除を受けるためには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、介護保険法に基づく市町村発行の「確認書」に代えることができます。

対象 次の①～④全てに該当する人

①本人または扶養者が、所得税または住民税の課税対象者であること

②平成29年中に要介護認定を受けている人

③おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人

④寝たきり状態で、おむつを使用している人

申請方法 申請者の認め印と対象者の介護保険被保険者証を持参し、申請書を提出㉚

申請窓口

- ・㊪介護保険課
- ・㊩市民総合窓口課
- ・㊧㊨市民総合窓口室

その他 「確認書」は、要介護認定の際の主治医意見書の内容を確認のうえ、後日発行します。確認した内容により、該当しない場合があります。該当しない場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

問 ㊪介護保険課

㉚92-4921

■毎週木曜日午後7時まで、総和庁舎窓口業務の一部を開庁(市民総合窓口課・子ども福祉課) ※12月28日・1月4日は休止。